

地域密着型通所介護

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、要介護や要支援状態になっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービス体系として、平成 18 年 4 月に創設されました。

住み慣れた自宅や地域での生活の継続を目的としているため、原則として、当該地域密着型サービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限を持ちます。

目 次

○表 紙	．．．．．	P1
○目 次	．．．．．	P2
○人員に関する基準	．．．．．	P3
○設備に関する基準	．．．．．	P5
○運営指導での指摘事項例	．．．．．	P6
○指定の一部効力停止・取消し処分事例（全国）	．．．．．	P7
○運営規定等の掲示について	．．．．．	P8
○事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護 以外のサービスを提供する場合		
○通所介護を提供中の利用者が併設の有料老人ホーム等の	．．．	P9
居室に戻り休む場合（昼寝等）の取扱いについて		

○人員に関する基準

職 種	資格要件	配置基準
管理者	管理業務を行うために必要な知識等を有すること。	事業所ごとに専従・常勤の者1人 ※当該事業所の管理業務に支障がない場合は当該事業所の他の職務や他の事業所等の職務に従事できる。 〈チェック〉 ☐事業所ごと管理者を常勤専従で1人配置しているか ☐兼務している場合は、管理上支障がない範囲か
生活相談員	社会福祉主事の任用資格のある者 介護支援専門員 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号により定められた指定施設において、通算して3年以上相談援助、看護、介護等の業務に従事した経験のあるもの H21.3.5 宮城県介保号外	勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数を除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 ※生活相談員の確保すべき勤務時間数には、 ①サービス担当者会議・地域ケア会議に出席 ②利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助 ③地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用 など、利用者の地域生活を支える取り組みを含めることができる。 〈チェック〉 ☐サービス提供日ごとに確保すべき勤務延べ時間≧サービスを提供している時間数 ☐資格は適切か
看護職員	看護師 准看護師	指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数 提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。 病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携により確保する場合は、看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。

		※利用定員が10人以下である場合は介護職員又は看護職員を1人以上配置 〈チェック〉 □単位ごとにバイタルチェック時など看護業務を行う時間に、看護師又は准看護師を専従で1人以上配置しているか
介護職員	適切な介護業務を行うために必要な知識を有すること。	地域密着型通所介護の単位ごとに、サービス提供時間帯に専従の介護職員が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間数（提供単位時間数）で除した数が、利用者数が15人までの場合は1人以上、15人を超える場合は15人を超える部分の数を5で除した数に1を加えた数以上 ※提供時間を通じて介護職員は常に1人以上配置しなければならない。 〈チェック〉 □単位ごとに常時1人を配置しているか □生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤か □医療・福祉系の資格がない職員は認知症介護基礎研修を受講しているか ※新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉系の資格がない職員については、採用後1年以内に研修を受講させること。
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者 （はり師及びきゅう師については、それ以外の職種の機能訓練指導員を配置した事業所で6ヵ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）	1人以上配置 ※利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、機能訓練指導員が作成した計画をもとに、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。 〈チェック〉 □機能訓練指導員を1人以上配置しているか □資格は適切か

○設備に関する基準

必要な設備	設 備 基 準
食堂及び 機能訓練室	食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
相談室	部屋ではなくスペースを設けることにより対応する場合、遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮されていること。
静養室	部屋ではなくスペースを設けることにより対応する場合、遮へい物の設置等により静養に適した環境が配慮されていること。
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならない。
その他	サービス提供に必要な設備・備品等を備えておかなければならない。 サービス提供時間中に、届け出ている通所介護の提供スペースを通所介護以外の目的に使用することはできない。

○運営指導での指摘事項例（登米市）

【人員に関する基準】
（人員基準） ・ 職員の勤怠状況について、正確な勤怠状況が確認できない状況となっているため、改善すること。
【運営に関する基準】
（勤務体制の確保等） ・ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないとされているが、未対応となっているため、方針の明確化及び相談に対応するための必要な体制を整備すること。 ・ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないとされているが、未受講となっている者がいるため、改善すること。 （地域密着型通所介護計画の作成） ・ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならないとされているが、地域密着型通所介護計画が確認できなかったため、未作成の場合は作成し、保管していなかった場合は適切に保管するよう、改善すること。 （業務継続計画の策定等） ・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならないとされているが、訓練の実施が確認できないため、改善すること。 （非常災害対策） ・ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないとされているが、訓練の実施が確認できないため、記録を整備すること。 （衛生管理等） ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備することとされているが、整備されていないため改善すること。 ・ 研修及び訓練を年1回以上実施することとされているが、実施されていないため改善すること。 ・ 委員会をおおむね6月に1回以上開催することとされているが、開催されていないため改善すること。 （掲示） ・ 運営規程の概要等の備え付けはされているものの、内容が古いものとなっているため、最新のものに差し替えること。 （苦情処理） ・ 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する必要があるが、苦情受付簿が整備されていない

ため、苦情を受付したことがなかったとしても、苦情受付簿を整備しておくこと。

（地域との連携等）

- ・運営推進会議が開催されていない状況のため、改善すること。
- ・運営推進会議についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないとされているが、未対応となっているため改善すること。

（虐待の防止）

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催することとされているが、開催されていない状況のため、改善すること。
- ・虐待の防止のための研修を定期的実施することとされているが、実施が確認できないことから記録を整備すること。

【その他】

（入浴介助加算の算定）

- ・当該加算の算定要件になっている、従業者への入浴に関する研修の実施について、記録が確認できないことから、研修を実施している場合は記録を整備すること。研修を実施していない場合は算定要件を満たしていないため、当該要件が追加された令和6年4月以降の介護報酬について、過誤調整により加算分の返還が必要になることから、返還見込み額を確認し報告すること。
- ・運営規程について、料金の記載に変更があったものの変更届が未提出となっているため、届出を提出すること。

○指定の一部効力停止・取消し処分事例（全国）

（人員基準違反、虚偽報告、虚偽答弁）

- ・看護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っているにもかかわらず、人員基準違反に伴う人員基準減算を行うことなく介護給付費を不正に請求した。
- ・指定を受けた場所ではなく、関連施設である住宅型有料老人ホームで通所介護に類似するサービスを提供していたにもかかわらず、指定を受けた場所で提供していたものとして、不正に介護報酬を請求した。
- ・算定要件を満たしていないにもかかわらず、加算を不正に請求した。
- ・勤務実績のない看護職員について、従事していたとする虚偽の勤務表を提出した。
- ・監査の際、勤務実績のない看護職員について「勤務していた」と虚偽の答弁を行った。

⇒指定取消処分及び経済上の措置として、不正に受領していた介護給付費の返還のほか、返還額に100分の40を乗じて得た額を請求する。

（人格尊重義務違反）

- ・入浴介助中に、嫌がる利用者の顔に直接シャワーをかけるという身体的及び心理的虐待を行った。

⇒介護報酬請求額の上限を7割とする制限（3割の減額）3か月

- ・手指及び温度計による温度確認を怠り利用者をお風呂に入れて火傷を負わせた後、当該職員が当該利用者の異変に気付いているにもかかわらず、管理者等の上職者に直ぐ報告せずに着衣させるなど、適切な救護対応を行わず、介護、世話の放棄、放任を行った。

⇒指定の一部の効力停止3か月（新規利用者の受入停止）

○運営規程等の掲示について

指定基準において、事業所の見やすい場所（玄関等）に、**運営規程、従業員の勤務の体制、重要事項説明書**を掲示または閲覧可能なファイル等により備え付けすることが義務づけられています。

掲示または備え付けにて利用者等が確認できるように整備する必要がありますので、まだ整備していない事業所につきましては早急にご対応ください。

なお、すでに掲示等を対応していただいている場合でも、記載内容等に変更があった際に、差し替えが行われていない事業所が多く見受けられますので、最新のものを掲示等していただきますようお願いします。

また、令和7年度より、インターネット上で情報の閲覧ができるよう重要事項についてウェブサイトに掲載することが義務付けられています。法人等で運営するホームページや、介護サービス情報公表システムへの掲載が必要となっておりますので、ご対応ください。

併せて、これは基準等に定めはありませんが、登米市ハザードマップについても、事業所内の見やすい場所等への掲示をお願いしております。事業所所在町域分で構いませんので、災害発生時に備えて掲示していただき、また、内容についても随時更新されておりますので、最新のものを掲示していただきますようお願いいたします。（登米市ハザードマップは登米市ホームページ内に掲載されております。）

〈登米市ハザードマップ掲載 URL〉

<https://www.city.tome.miyagi.jp/somu-somu/kurashi/anzen/bosai/hazardmap/map.html>

○通所介護事業所等の設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護等以外のサービスを提供する場合

宿泊サービスとは、介護保険法で規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者が、当該指定を受けた事業所の営業時間外に、その設備を利用し、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして提供するものであり、**緊急時又は短期的な利用に限る**ものとなります。

地域密着型通所介護の提供以外の目的で、事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市に届出を行って下さい。

届け出た内容に変更があった場合 …変更の事由が生じてから 10 日以内に市に届け出る。

宿泊サービスを休止又は廃止する場合…休止又は廃止の日の 1 月前までに市に届け出る。

宿泊サービスを再開する場合 …再開後 10 日以内に市に届け出る。

※指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について（H27 年 4 月 30 日）

注意点

○宿泊サービスは居宅ではありません。

宿泊サービスは居宅とはみなせないため、**利用者へ居宅療養管理指導等を提供することや、福祉用具貸与は認められません。**

○居宅に含むことができるものは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等があります。

○通所介護を提供中の利用者が併設の有料老人ホーム等の居室に戻り休む場合（昼寝等）の取扱いについて

平成31年1月から、「中抜け算定に必要な遵守すべき事項」を遵守している場合は、通所介護サービスの終了ではなく、当該事例に係る時間については介護報酬の算定ができないものの、その後サービスを再開した場合は、再開後の介護報酬について、いわゆる「中抜け算定」が可能となりました。

なお、中抜け算定に必要な遵守すべき事項が遵守できない場合や、当初から予定されている個別計画に影響が生じる場合は、中抜け算定が認められず、自室に戻った時点でサービス終了となりますので、ご注意ください。

■中抜け算定に必要な遵守すべき事項

- 1 通所介護を提供中の利用者が併設の有料老人ホーム等の居室に戻り休む場合（昼寝等）には、通所介護事業所職員又は有料老人ホーム等職員が自室まで同行し、自室滞在中も有料老人ホーム等の職員（通所介護事業所職員との兼務を含む）が見守り等を行うこと。
- 2 通所介護事業所におけるサービス提供時間の算定に当たっては、通所介護の提供時間には有料老人ホーム等でのサービスの提供時間を含めず、かつ、その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し、1回の通所介護の提供として取り扱うこと。
- 3 通所介護事業所の管理者は、通所介護を提供中の利用者が併設の有料老人ホーム等の居室に戻り休む場合（昼寝等）には、利用者の担当の介護支援専門員に対し、サービスの内容や提供時間等を報告すること。その際、当該介護支援専門員は、必要に応じて事業者から提供されたサービスの内容や提供時間等の有料老人ホーム等でのサービスに関する情報を居宅サービス計画（週間サービス計画表）に記載すること。なお、本来の通所介護サービスに影響を与えない程度とするよう配慮すること。
- 4 通所介護事業所及び有料老人ホーム等の管理者は、利用者に対して上記の概要その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）をもって丁寧に説明を行い、通所介護を提供中の利用者が併設の有料老人ホーム等の居室に戻り休む場合のサービスの内容等について、利用者の同意を得ること。

※通所介護を提供中の利用者が併設の有料老人ホーム等の居室に戻り休む場合（昼寝等）の取扱い
（平成31年3月22日宮城県長寿社会政策課）

※介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて
（平成30年9月28日介護保険最新情報 Vol.678）